

令和4年度秋田公立美術大学  
研究生受入要項

1 受入人数

若干名

2 出願資格

大学を卒業した者および令和4年3月31日までに卒業見込みの者又は本学において同等以上の学力があると認めた者。

※外国人出願者については、日本の在留資格を有し、本学で研究を行うために必要な日本語能力（日本語能力試験N2以上と同等程度）があること。

3 研究期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 出願期間

令和4年1月17日（月）から1月21日（金）まで

5 出願書類等

- ① 研究生入学願書（様式1）
- ② 研究計画書（様式2）
- ③ 作品集（ポートフォリオ）
- ④ 卒業証明書又は卒業見込証明書
- ⑤ 成績証明書
- ⑥ 入学検定料納付証明書

- ・入学検定料9,800円を金融機関窓口（ATMおよびゆうちょ銀行不可）で振込依頼書により次の口座へ納付してください。

（振込先）

金融機関名等 秋田銀行 新屋支店 普通 1168165

口座名義 公立大学法人 秋田公立美術大学

フリガナ ダイ)アキタコウリツビジュツダイガク

- ・振込依頼書の「依頼人」欄に「氏名」および「研究生入学検定料」と記載してください。

- ・納付証明書は研究生入学願書（様式1）の入学検定料納付証明書貼付欄に貼付してください。
- ・振込手数料は、受験者本人の負担になります。
- ・出願書類受領後は、いかなる理由があっても入学検定料は返還しません。

※以下、外国人出願者が提出するもの

⑦ 在留カードまたは外国人登録証明書の写し

⑧ 日本語能力試験の成績通知書（原本）

（提出できない場合は、日本語学校の成績証明書、あるいは日本語を専門とする語学教員による日本語能力の証明書（様式は任意）を提出すること）

※外国語で記載された書類を提出する場合は、日本語訳を添付してください。

## 6 出願手続

### (1) 出願方法

出願書類を一括取り揃え、直接持参するか、「速達・書留郵便」で郵送してください（出願期間内必着）。

- ・直接持参する場合の出願受付時間は、午前9時から午後5時までとします（土曜、日曜、祝日を除く）。
- ・出願書類提出後の記載内容の変更は認めません。ただし、氏名、住所および電話番号に変更があった場合は、(2)の出願先まで連絡してください。
- ・入学願書の「希望専攻」「希望担当教員」の記入にあたっては、希望する教員および専攻から事前に内諾を得た上で出願してください。
- ・郵送の際は封筒に「研究生入学願書在中」と朱書してください。

### (2) 出願先

秋田公立美術大学 事務局学生課

〒010-1632 秋田市新屋大川町12番3号

電話：018-888-8105 FAX：018-888-8101

E-mail:kyomu@akibi.ac.jp

## 7 選考

### (1) 選考方法

出願書類審査および面接試験で選考を行います。

(2) 面接試験

- ・日時：令和4年2月上旬の平日のうち、本学が指定する日時（別途通知）
- ・会場：別途通知します。

8 選考結果

合格者へは次の日に合格通知書を本人宛発送します。  
令和4年2月24日（木）

9 入学手続

合格者には合格通知書と併せて入学手続関係書類を送付しますので、次のとおり手続きをしてください。

(1) 入学手続期間

令和4年3月9日（水）から3月15日（火）まで

(2) 入学料の納入

入学手続期間内に入学料を納入してください。  
入学料84,600円

(3) 提出書類

- ① 保証書（本学所定の様式）
- ② 入学料の納付証明書

(4) 手続方法

提出書類を一括取り揃え、直接持参するか、「速達・書留郵便」で郵送してください（入学手続期間内必着）。

- ・入学手続場所：秋田公立美術大学事務局学生課
- ・直接持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします（土曜、日曜、祝日を除く）。

(5) 入学手続上の注意

- ・入学手続後は、提出された書類および納入された入学料は返還しません。
- ・入学手続期間内に手続を完了しない場合は、入学を辞退したものとみなします。

10 授業料等

(1) 授業料29,700円（月額）

授業料は入学後、前後期の納入期限に半期分に分納（各178,200円）になります。

※授業料は改定される場合があります。

※その他、研究に要する費用は別途負担となります。

(2) 納入期限

- ・ 前期（4月から9月分） 令和4年5月31日
- ・ 後期（10月から3月分） 令和4年10月31日

11 留意事項

- (1) 研究生は、指導教員の指導のもとに、本学の施設および設備を使用することができます。
- (2) 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を提出しなければなりません。
- (3) 研究生については、本学学則その他の規程のうち学生に関する規定を準用します。
- (4) 研究生が本学学則その他の規程に違反したとき、又は研究生の本分に反したときは、大学が入学の許可を取り消すことがあります。